

改正	平成19年3月28日法人規程第7号 平成20年3月25日法人規程第22号 平成21年4月1日法人規程第5号 平成22年11月29日法人規程第9号 平成23年2月24日法人規程第14号 平成24年4月1日法人規程第2号 平成26年4月1日法人規程第14号 平成26年12月11日法人規程第20号 平成28年2月26日法人規程第3号 平成30年1月29日法人規程第16号 平成31年4月1日法人規程第8号 令和2年3月17日法人規程第19号 令和2年12月8日法人規程第14号	平成20年2月13日法人規程第17号 平成21年3月26日法人規程第6号 平成21年12月7日法人規程第13号 平成22年12月7日法人規程第12号 平成23年12月8日法人規程第6号 平成25年4月1日法人規程第16号 平成26年12月11日法人規程第19号 平成27年3月12日法人規程第25号 平成29年1月27日法人規程第14号 平成31年1月29日法人規程第5号 令和2年1月22日法人規程第11号 令和2年12月8日法人規程第13号
----	--	---

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に規定する職員であって、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び入学試験問題作成手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるもの

4 第2項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人九州歯科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年法人規程第22号。以下「勤務時間規程」という。）第2条に規定する正規の勤

務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び入学試験問題作成手当並びに報奨金を除いたものとする。

- 2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表 (別表第1)
- (2) 事務職給料表 (別表第2)
- (3) 技術職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表 (別表第5) に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 3 理事長は、すべての職員の職務の級を前項の級別標準職務表及び理事長が定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに決定し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人九州歯科大学出向規程(平成18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

- 3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないとき、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員（(1)に掲げる者を除く。） (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教及び助手で理事長が別に定めるもの	1
(4) 附属病院において診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技術職員	2

3 給料の調整額は、給料の一部とする。

4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- （被扶養者に関する届出）

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員が教4級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員以外のものが教4級職員となった場合
 - (5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- （地域手当）

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の5.4を乗じて得た額を月額として職員に支給する。

（住居手当）

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超

える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額に住居手当を支給する。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 2 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（通勤手当）

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用して、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、理事長が別に定める夜間の交替制勤務に従事する職員（前項第2号に掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、第1号又は第3号に掲げる額（以下「一般の通勤手当の額」という。）に、理事長が別に定めるところにより算出した額（その額が理事長が別に定める額に満たないときは、理事長が別に定める額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額（支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額
- イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。ただし、前項に規定する夜間の交替制勤務に従事する職員にあっては、同項の規定による通勤手当の額と一般の通勤手当の額との差額及び新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額の合計額とする。
- 4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第18条 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する理事長が別に定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間規程第11条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 前2項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第24条 入院患者の病状の急変等に対処するため宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師である職員（教育職給料表の適用を受ける職員で、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するものを含む。）には、その勤務1回につき、21,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で理事長が別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、31,500円）を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき、10,500円を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第20条、第21条及び第22条の勤務には含まれないものとする。
（管理職員特別勤務手当）

第25条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第12条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に、同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員（第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

（1）6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

（2）12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第29条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6か月 100分の100

（2）5か月以上6か月未満 100分の80

（3）3か月以上5か月未満 100分の60

（4）3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制

上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当を支給しない場合）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

（3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当を一時差し止める場合）

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2） 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

（3） 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の(削除)基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第26条第1項に定める支給日に、同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち教員以外の職員

イ 再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

ロ 再雇用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85.5(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 教員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況」とあるのは、「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

(入試問題作成手当)

第30条 学部の入学者選抜に係る学力試験委員として試験問題作成業務に従事するよう委嘱された職員に対し、当該試験の合格発表後、入学試験問題作成手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 学部に係る一般選抜の主任学力試験委員 60,000円

(2) 学部に係る一般選抜の学力試験委員 45,000円

3 第1項の学力試験委員の業務が勤務時間外に行われる場合であっても時間外勤務手当は支給しない。また、同業務が週休日に行われる場合であっても週休日の振り替えの対象としない。

ただし、学力試験委員が委嘱された業務以外の入学者選抜に係る試験監督員や面接員として従事する場合は、この限りではない。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職

- にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第15条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
 - 6 就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
 - 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第32条 公立大学法人九州歯科大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第23号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあつては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第33条 職員が公立大学法人九州歯科大学職員介護休業等に関する規程（平成18年法人規程第24号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第34条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は次のとおりとする。

手当の種類	支給される者及び支給される業務	額及び支給方法
(1) 細菌検査手当	職員が細菌検査(家畜伝染病に係る細菌検査を含む。)に従事した場合	1日につき290円
(2) 夜間看護等手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)	1回につき3,550円(深夜の時間帯の勤務時間が4時間未満のときは

	において看護業務に従事した場合	3,100円)
(3) 放射線作業手当	放射線技術職員又はその補助職員等が、放射線を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事した場合	1日につき300円
(4) 死体処理作業手当	附属病院において、事務職給料表の適用を受けるものが、人の死体の処理作業に従事した場合	1日につき2,500円
(5) 看護師長業務手当	附属病院において、看護職給料表の適用を受けるものが、看護師長業務に従事した場合	1月につき20,000円 (病棟において看護師長業務に従事した場合は1月につき40,000円)
(6) 看護主任業務手当	附属病院において、看護職給料表の適用を受けるものが、看護主任業務に従事した場合	1月につき10,000円

2 特殊勤務手当のうち、細菌検査手当については、第10条の規定により衛生検査の業務に係る給料の調整額を受けるものに対しては、当該手当の支給の対象となる業務に従事した場合においても、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(報奨金)

第35条 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。
(特定の職員についての適用除外)

第36条 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。
(派遣職員等の給与)

第37条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡県条例第50号)に基づき、福岡県から法人に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。)その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときは、第34条の特殊勤務手当のうち看護師長業務手当及び看護主任業務手当を除きこの規程による手当を支給する。

2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第21条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(端数計算)

第38条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第26条第4項及び第5項並びに第29条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

2 第26条第2項の期末手当基礎額又は第29条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

3 第31条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(承継教員に係る経過措置)
- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員（以下「承継職員」という。）の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(平成18年度における給料月額の特例)

- 4 職員の給料月額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額（第19条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(平成18年度における管理職手当の額の特例)

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職（理事長が別に定めるものを除く。）を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

(号給の切替え)

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第27号。以下「平成18年学校職員給与条例等一部改正条例」という。）による改正前の学校職員給与条例（以下「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級（施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の特例)

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第1の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年法人規程第13号。以下「改正規程」という。）の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（給料の調整額の経過措置）
- 13 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（改正規程の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで

（承継職員に係る経過措置）

- 14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。
- 15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程(平成18年法人規程第17号)附則第9項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1

2	6月以上9月未滿	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未滿	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未滿	5	5	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
5	3月未滿	9	9	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	2	1
	6月以上9月未滿	11	11	3	1
	9月以上12月未滿	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
6	3月未滿	13	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	15	7	1
	9月以上12月未滿	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
7	3月未滿	17	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	18	10	2
	6月以上9月未滿	19	19	11	3
	9月以上12月未滿	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
8	3月未滿	21	21	13	5
	3月以上6月未滿	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	15	7
	9月以上12月未滿	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
9	3月未滿	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	19	11
	9月以上12月未滿	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
10	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
11	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	28	20

	12月以上	37	37	29	21
12	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未滿	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未滿	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未滿	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月未滿	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
	3月未滿	73	73	65	57

21	3月以上6月未滿	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月未滿	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月未滿	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月未滿	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月未滿	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未滿	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
27	3月未滿	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	89	
	6月以上9月未滿	99	99	89	
	9月以上12月未滿	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	105		
	6月以上9月未滿	107	105		
	9月以上12月未滿	108	105		
	12月以上	109	105		
30	3月未滿	109			
	3月以上6月未滿	110			
	6月以上9月未滿	111			

	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
31	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
32	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
33	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
34	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
35	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

附 則（平成19年3月28日法人規程第7号）

（施行期日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）
- 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員については、平成23年3月31日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第9項から附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成20年2月13日法人規程第17号）

この規程は、平成20年2月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第29条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日法人規程第22号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日法人規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日法人規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日法人規程第13号）

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第15条、第19条、第20条、第26条及び第29条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日法人規程第9号）

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（平成22年12月7日法人規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、別表第1から別表第4まで、別表第6及び附則第9項の改正規定は平成23年1月1日から、公布日における改正後の第26条及び第29条の規定の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第26条第2項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第9項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。）及び管理職手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から37号給まで
	3級	1号給から4号給まで
技術職給料表	1級	1号給から95号給まで
	2級	1号給から61号給まで
看護職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで

（2）平成22年6月1日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

（3）平成22年12月1日において調整対象職員であつた者の基準額及び同月に支給される勤勉手当

の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則（平成23年2月24日法人規程第14号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日法人規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、別表第1から別表第4まで、附則第9項の改正規定は平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第26条第2項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第9項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。）及び管理職手当の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで
事務職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から49号給まで
	3級	1号給から16号給まで
技術職給料表	1級	1号給から107号給まで
	2級	1号給から73号給まで
看護職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで

（2）平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

（3）平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

附 則（平成24年4月1日法人規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日法人規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（法人規程第2号）第16条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成27年3月31日までの間、その効力を有する。この場合において、第1号中「4,500円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては「1,500円」とし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（法人規程第16号）第16条第3項の適用にあたっては、同項中「第1項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第1項又は附則第2項第1号」、「附則第2項第2号又は前項」と読み替えるものとする。

(1) 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額4,500円の住居手当を支給する。

(2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当受給職員」という。）で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

附 則（平成26年4月1日法人規程第14号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月11日法人規程第19号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、第6条（別表第1から別表第4）、第10条第2項（別表第6）及び第11条

第1項の改正規定は平成26年4月1日から適用する。第29条第2項の改正規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成26年12月11日法人規程第20号）

改正 平成30年1月29日法人規程第16号

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（最高号給を受ける職員の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を受けていた職員のうち理事長が別に定める職員の切替日における号給については、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第26条第4項の規定の適用については、給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の差額に相当する額との合計額」とする。

（平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

5 切替日から平成32年3月31日までの間における公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。）第15条で定める地域手当の月額については、同条の規定にかかわらず、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の5.4を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

6 切替日から平成32年3月31日までの間における給与規程第18条第2項の適用については、「30,000円」とあるのを「30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める金額」とする。

附 則（平成27年3月12日法人規程第25号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員

給与規程（法人規程第14号）（以下「改正後の給与規程」という。）第7条第5項の規定は平成26年4月1日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

（平成18年給料の切替えに伴う経過措置の廃止）

2 この規程の施行日から平成18年4月1日施行附則第9項から第12項に定める給料の切替えに伴う経過措置は廃止する。

（平成18年給料の切替えに伴う経過措置の廃止に伴う経過措置）

3 承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正前の給与規程」という。）平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額から平成27年3月31日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額を減じた額（零を上回るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

（1）施行日から平成28年3月31日まで 経過措置基準額に3分の1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が3千円を超える場合は3千円とする。）

（2）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 経過措置基準額に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が6千円を超える場合は6千円とする。）

（3）平成29年4月1日以降 施行日以降の期間について、経過した年数1年につき3千円を乗じて得た額に3千円を加算した額

4 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（最高号給を受ける職員の号給の調整）

6 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を受けていた職員のうち理事長が別に定める職員の切替日における号給については、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第26条第4項（改正後の給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、附則第3項から第6項の規定の適用を受ける者については、給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額及び平成27年4月1日施行附則第3項の規定による給料との合計額」とする。

附 則（平成28年2月26日法人規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正後の給与規程」という。）第6条（別表第1から別表第4）、第10条第2項（別表第6）、第11条第1項、第29条第2項の規定は平成27年4月1日から適用する。第29条第1項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（勤勉手当に関する経過措置）

2 改正後の給与規程第29条第1項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間は、同項中

「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績（理事長が別に定める職員にあっては、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況）」とする。

附 則（平成29年1月27日法人規程第14号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（法人規程第14号）（以下「改正前の給与規程」という。）別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日において改正前の給与規程別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替えの特例）

4 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2項の規定の適用については、附則第2項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）と、第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

附則別表1（附則第2条関係）職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級

附則別表2（附則第3条関係）号給の切替表

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	33	21	25	17	17	25
2	2	2	34	22	26	18	18	26
3	3	3	35	23	27	19	19	27
4	4	4	36	24	28	20	20	28
5	5	5	37	25	29	21	21	29
6	6	6	38	26	30	22	22	30
7	7	7	39	27	31	23	23	31
8	8	8	40	28	32	24	24	32
9	9	9	41	29	33	25	25	33
10	10	10	42	30	34	26	26	34

11	11	43	31	35	27	27	35
12	12	44	32	36	28	28	36
13	13	45	33	37	29	29	37
14	14	46	34	38	30	30	38
15	15	47	35	39	31	31	39
16	16	48	36	40	32	32	40
17	17	49	37	41	33	33	41
18	18	50	38	42	34	34	42
19	19	51	39	43	35	35	43
20	20	52	40	44	36	36	44
21	21	53	41	45	37	37	45
22	22	54	42	46	38	38	46
23	23	55	43	47	39	39	47
24	24	56	44	48	40	40	48
25	25	57	45	49	41	41	49
26	26	58	46	50	42	42	50
27	27	59	47	51	43	43	51
28	28	60	48	52	44	44	52
29	29	61	49	53	45	45	53
30	30	62	50	54	46	46	54
31	31	63	51	55	47	47	55
32	32	64	52	56	48	48	56
33	33	65	53	57	49	49	57
34	34	66	54	58	50	50	58
35	35	67	55	59	51	51	59
36	36	68	56	60	52	52	60
37	37	69	57	61	53	53	61
38	38	70	58	62	54	54	62
39	39	71	59	63	55	55	63
40	40	72	60	64	56	56	64
41	41	73	61	65	57	57	65
42	42	74	62	66	58	58	66
43	43	75	63	67	59	59	67
44	44	76	64	68	60	60	68
45	45	77	65	69	61	61	69
46	46	78	66	70	62	62	70
47	47	79	67	71	63	63	71
48	48	80	68	72	64	64	72
49	49	81	69	73	65	65	73
50	50	82	70	74	66	66	74
51	51	83	71	75	67	67	75
52	52	84	72	76	68	68	76
53	53	85	73	77	69	69	77
54	54	86	74	78	70	70	78
55	55	87	75	79	71	71	79
56	56	88	76	80	72	72	80
57	57	89	77	81	73	73	81

58	57	90	78	82	74	74	82
59	58	91	79	83	75	75	83
60	58	92	80	84	76	76	84
61	59	93	81	85	77	77	85
62	59	93	82	86	78	78	
63	60	93	83	87	79	79	
64	60	93	84	88	80	80	
65	61	93	85	89	81	81	
66	61	93	86	90	82	82	
67	62	93	87	91	83	83	
68	62	93	88	92	84	84	
69	63	93	89	93	85	85	
70	63	93	90	94	86	86	
71	64	93	91	95	87	87	
72	64	93	92	96	88	88	
73	65	93	93	97	89	89	
74	65	93	94	98	90	90	
75	66	93	95	99	91	91	
76	66	93	96	100	92	92	
77	67	93	97	101	93	93	
78	67	93	98	102	94	94	
79	68	93	99	103	95	95	
80	68	93	100	104	96	96	
81	69	93	101	105	97	97	
82	70	93	102	106	98	98	
83	71	93	103	107	99	99	
84	72	93	104	108	100	100	
85	73	93	105	109	101	101	
86	73	93	106	110	102	102	
87	74	93	107	111	103	103	
88	74	93	108	112	104	104	
89	75	93	109	113	105	105	
90	75	93	110	114	106		
91	76	93	111	115	107		
92	76	93	112	116	108		
93	77	93	113	117	109		
94		93	114	118	110		
95		93	115	119	111		
96		93	116	120	112		
97		93	117	121	113		
98		93	118	122	114		
99		93	119	123	115		
100		93	120	124	116		
101		93	121	125	117		
102		93	122	126	118		
103		93	123	127	119		
104		93	124	128	120		

105		93	125	129	121		
106		93	126	130			
107		93	127	131			
108		93	128	132			
109		93	129	133			
110		93	130	134			
111		93	131	135			
112		93	132	136			
113		93	133	137			
114		93		138			
115		93		139			
116		93		140			
117		93		141			
118		93					
119		93					
120		93					
121		93					
122		93					
123		93					
124		93					
125		93					

附 則（平成30年1月29日法人規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月29日法人規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は平成31年1月29日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第6条第1項各号で定める給料表（別表第1から別表第4）、第11条第1項、第24条第1項及び第29条の規定は平成30年4月1日から、この規程による改正後の職員給与規程第33条第1項の規定は平成30年12月28日を含む夜間勤務から、この規程による改正後の職員給与規程第17条第2項第2号及びこの規程附則第3項の規定は平成31年1月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における通勤手当に関する特例）

- 3 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程第17条第2項第2号の規定の適用については、同号中「ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額」とあるのは、「ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上54キロメートル未満である職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額
ハイ及びロに掲げる職員以外の職員 31,800円に片道の自動車等の使用距離54キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,200円を加算した額」とする。

附 則（平成31年4月1日法人規程第8号）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月22日法人規程第11号）

- 1 この規程は令和2年1月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第6条第1項各号で定める給料表（別表第1から別表第4）の規定は平成31年4月1日から、この規程による改正後の職員給与規程第16条第1項及び第2項並びに附則第3条の規定は令和2年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

3 前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項及び第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号に定める額を加算した額の住居手当を支給する。この場合において、加算する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に2分の1を乗じて得た額

(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

附 則 (令和2年3月17日法人規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月8日法人規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月8日法人規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係) 教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900

19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400

64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			

109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。
別表第2（第6条関係）事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	145,800	195,200	231,200	263,900	289,400	318,700
2	146,900	197,000	232,800	265,700	291,600	320,900
3	148,100	198,800	234,300	267,500	293,700	323,200
4	149,200	200,600	235,900	269,600	295,700	325,400
5	150,300	202,100	237,300	271,300	297,600	327,600
6	151,400	203,900	239,000	273,100	299,700	329,600
7	152,500	205,700	240,500	274,900	301,900	331,800
8	153,600	207,500	242,100	276,900	303,700	334,000
9	154,600	209,100	243,200	278,900	305,600	335,900
10	156,000	210,900	244,700	280,900	307,900	338,100
11	157,300	212,700	246,300	282,800	310,100	340,100
12	158,600	214,500	247,600	284,700	312,400	342,300
13	159,800	215,900	249,100	286,700	314,500	344,100
14	161,300	217,700	250,500	288,600	316,600	346,100
15	162,800	219,400	251,800	290,500	318,800	348,100
16	164,400	221,200	253,200	292,100	320,900	350,100
17	165,600	222,900	254,700	293,900	322,800	351,800
18	167,100	224,600	256,200	295,900	324,800	353,800
19	168,600	226,200	257,900	298,000	326,800	355,600
20	170,100	227,800	259,700	300,000	328,800	357,500

21	171,400	229,200	261,300	301,900	330,500	359,400
22	174,100	230,900	263,000	304,000	332,600	361,300
23	176,700	232,500	264,600	306,000	334,600	363,300
24	179,300	234,100	266,200	308,100	336,700	365,200
25	181,900	237,300	268,100	309,800	338,100	367,200
26	183,600	239,000	269,900	311,900	340,000	369,100
27	185,200	240,500	271,600	313,900	341,900	371,100
28	186,900	242,100	273,300	315,900	343,800	373,100
29	188,400	243,200	275,000	317,600	345,400	374,600
30	190,100	244,700	276,700	319,600	347,300	376,400
31	191,900	246,300	278,500	321,700	349,200	378,200
32	193,600	247,600	279,800	323,800	351,000	379,800
33	195,200	249,100	281,300	325,000	352,900	381,600
34	196,600	250,500	283,200	327,000	354,700	384,300
35	198,100	251,800	285,000	328,900	356,500	386,900
36	199,600	253,200	286,900	331,000	358,200	389,600
37	202,100	254,700	288,500	332,900	359,600	392,000
38	203,900	256,200	290,200	334,800	360,900	394,300
39	205,700	257,900	292,000	336,800	362,300	396,500
40	207,500	259,700	293,800	338,700	363,700	398,900
41	209,100	261,300	295,300	340,600	367,200	400,700
42	210,900	263,000	297,000	342,500	369,100	402,700
43	212,700	264,600	298,500	344,300	371,100	404,600
44	214,500	266,200	300,100	346,200	373,100	406,400
45	215,900	268,100	301,900	347,700	374,600	408,300
46	217,700	269,900	304,000	349,100	376,400	410,100
47	219,400	271,600	306,000	350,600	378,200	411,900
48	221,200	273,300	308,100	352,100	379,800	413,800
49	222,900	275,000	309,800	353,700	381,600	415,600
50	224,600	276,700	311,900	354,500	383,000	417,100
51	226,200	278,500	313,900	355,700	384,500	418,600
52	227,800	279,800	315,900	356,700	386,100	420,200
53	229,200	281,300	317,600	359,600	387,500	421,800
54	230,900	283,200	319,600	360,900	388,700	423,100
55	232,500	285,000	321,700	362,300	389,900	424,400
56	234,100	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600
57	235,100	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800
58	236,600	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100
59	238,000	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400
60	239,200	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600
61	240,400	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800
62	241,600	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600
63	242,600	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400
64	243,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200
65	245,100	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800
66	246,100	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500
67	247,300	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200

68	248,600	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900
69	249,500	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700
70	250,800	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500
71	252,000	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900
72	253,300	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600
73	254,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100
74	256,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500
75	257,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900
76	258,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300
77	259,700	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700
78	260,900	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100
79	262,200	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500
80	263,100	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800
81	264,200	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100
82	265,300	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500
83	266,600	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800
84	267,900	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100
85	268,900	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400
86	270,000	328,100	364,700	385,500	405,900	
87	271,300	328,800	365,400	386,000	406,200	
88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500	
89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700	
90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000	
91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300	
92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500	
93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700	
94		333,600	369,400	388,700	408,000	
95		334,100	370,100	389,000	408,300	
96		334,700	370,700	389,300	408,500	
97		335,000	371,000	389,500	408,700	
98		335,500	371,600	389,800	409,000	
99		335,900	372,300	390,100	409,300	
100		336,400	372,900	390,300	409,500	
101		336,800	373,300	390,500	409,700	
102		337,300	373,800	390,800	410,000	
103		337,800	374,400	391,100	410,300	
104		338,300	374,900	391,300	410,500	
105		338,600	375,400	391,500	410,700	
106		339,000	376,000	391,800		
107		339,500	376,500	392,100		
108		339,900	376,800	392,300		
109		340,200	377,200	392,500		
110		340,600	377,700	392,800		
111		341,100	378,100	393,100		
112		341,500	378,500	393,300		
113		341,700	378,900	393,500		
114		342,100	379,400	393,800		

115		342,600	379,800	394,100		
116		343,000	380,200	394,300		
117		343,200	380,500	394,500		
118		343,600	380,900	394,800		
119		344,000	381,300	395,100		
120		344,300	381,700	395,300		
121		344,600	382,000	395,500		
122		345,000	382,400			
123		345,400	382,800			
124		345,800	383,100			
125		346,300	383,400			
126		346,700	383,800			
127		347,100	384,100			
128		347,500	384,400			
129		348,000	384,700			
130		348,400	385,000			
131		348,700	385,300			
132		349,000	385,600			
133		349,500	385,900			
134			386,200			
135			386,500			
136			386,800			
137			387,000			
138			387,300			
139			387,600			
140			387,800			
141			388,000			
再雇用職員	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第6条関係）技術職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	151,000	223,600
2	152,400	225,200
3	153,800	226,800
4	155,200	228,400
5	156,400	229,800
6	158,200	231,400
7	159,900	232,900
8	161,500	234,500
9	163,100	235,600
10	164,800	237,100
11	166,400	238,500
12	168,200	239,700
13	169,700	241,300

14	171,600	242,700
15	173,600	243,900
16	175,500	245,300
17	177,400	246,100
18	179,200	247,300
19	181,000	248,500
20	182,900	249,600
21	184,700	251,000
22	186,200	251,900
23	187,700	252,900
24	189,200	254,000
25	190,800	255,200
26	192,100	256,400
27	193,600	257,800
28	195,000	259,300
29	196,500	260,700
30	197,700	262,300
31	199,000	263,900
32	200,900	265,400
33	202,600	267,600
34	204,200	269,100
35	205,900	270,800
36	207,300	272,500
37	208,900	274,200
38	210,500	276,000
39	212,100	277,700
40	213,500	279,400
41	215,100	281,000
42	216,800	282,800
43	218,500	284,500
44	219,800	286,300
45	221,300	287,900
46	222,700	289,600
47	224,200	291,400
48	225,600	293,200
49	227,000	295,100
50	228,300	296,800
51	229,600	298,500
52	230,900	300,300
53	232,300	302,100
54	233,800	303,400
55	235,200	305,100
56	236,200	306,600
57	237,500	308,200
58	238,500	309,900
59	239,700	311,600
60	241,000	313,200

61	242,300	314,900
62	243,400	315,800
63	244,700	317,200
64	246,000	318,700
65	247,000	320,300
66	248,200	321,700
67	249,300	323,000
68	250,400	324,200
69	251,700	325,500
70	253,000	326,600
71	254,200	327,600
72	255,800	328,700
73	257,200	329,700
74	258,400	330,200
75	259,600	331,100
76	260,700	331,900
77	262,000	332,800
78	263,300	333,600
79	264,400	333,900
80	265,200	334,500
81	266,500	335,200
82	267,800	335,800
83	269,100	336,500
84	270,000	337,200
85	271,200	337,900
86	272,500	338,600
87	273,800	339,100
88	274,600	339,700
89	275,700	340,300
90	276,600	340,600
91	277,700	341,200
92	278,700	341,700
93	279,700	342,300
94	280,800	342,800
95	281,900	343,300
96	282,500	343,800
97	283,200	344,200
98	283,700	344,500
99	284,500	344,800
100	285,300	345,200
101	285,900	345,500
102	286,500	346,000
103	287,100	346,300
104	287,800	346,600
105	288,300	346,900
106	288,700	347,300
107	289,100	347,600

108	289,300	348,000
109	289,500	348,300
110	289,700	348,700
111	289,900	349,000
112	290,300	349,300
113	290,500	349,600
114	290,700	349,900
115	290,900	350,300
116	291,300	350,700
117	291,500	351,100
118	291,700	351,600
119	292,000	352,000
120	292,400	352,400
121	292,700	352,800
122	292,900	353,300
123	293,200	
124	293,500	
125	293,700	
126	293,900	
127	294,200	
128	294,500	
再雇用職員	215,300	256,900

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	165,000	192,100	239,900	262,400
2	166,400	194,200	241,700	263,400
3	167,900	196,300	243,500	264,300
4	169,300	198,300	245,300	265,400
5	170,700	200,400	246,700	265,900
6	172,200	202,700	248,000	266,900
7	173,700	205,000	249,100	267,700
8	175,200	207,200	250,400	268,600
9	176,400	209,500	251,400	269,700
10	178,100	210,900	252,400	270,400
11	179,700	212,300	253,300	271,500
12	181,200	213,500	254,200	272,700
13	182,600	214,900	255,400	274,000
14	184,600	216,300	256,500	275,100
15	186,600	217,800	257,300	276,300
16	188,600	219,000	258,300	277,700
17	190,700	220,400	258,800	279,000
18	192,800	221,900	259,700	280,300

19	194,900	223,400	260,700	281,300
20	197,000	224,900	261,500	282,500
21	199,000	226,000	262,400	284,100
22	201,200	227,700	263,300	285,700
23	203,400	229,400	264,200	287,000
24	205,600	231,100	265,200	288,300
25	207,500	232,400	266,400	289,600
26	208,800	234,100	267,300	291,200
27	210,000	235,800	268,500	292,900
28	211,300	237,500	269,700	294,200
29	212,500	239,100	270,900	295,500
30	213,600	240,500	272,300	297,100
31	214,900	241,800	273,800	298,700
32	216,100	242,900	275,100	300,400
33	217,400	244,100	276,700	301,800
34	218,700	245,200	278,100	303,300
35	220,000	246,100	279,300	304,900
36	221,300	247,200	280,500	306,500
37	222,400	248,100	282,100	307,800
38	223,800	249,200	283,300	309,200
39	225,100	250,100	284,700	310,600
40	226,500	251,200	285,700	312,200
41	227,400	251,600	287,000	313,700
42	228,800	252,500	288,500	315,100
43	230,200	253,400	290,000	316,500
44	231,600	254,100	291,600	318,000
45	232,800	254,900	292,900	318,800
46	234,200	255,800	294,300	320,200
47	235,500	256,700	295,800	321,600
48	236,800	257,700	297,300	323,100
49	237,800	258,700	298,400	324,200
50	238,900	259,700	299,700	325,600
51	239,900	260,900	300,900	326,900
52	241,000	262,100	302,300	328,200
53	241,900	263,200	303,700	329,600
54	243,000	264,600	305,000	331,000
55	243,900	265,900	306,400	332,400
56	244,900	267,200	307,800	333,700
57	245,600	268,700	308,600	334,600
58	246,600	270,200	309,800	335,900
59	247,300	271,600	311,000	337,100
60	248,100	273,000	312,400	338,400
61	248,900	274,400	313,500	339,500
62	249,900	275,700	314,800	340,400
63	250,700	277,100	316,100	341,600
64	251,700	278,000	317,300	342,900
65	252,600	279,400	318,600	344,000

66	253,400	280,900	319,900	345,200
67	254,500	282,400	321,200	346,400
68	255,400	283,900	322,500	347,500
69	256,200	285,000	323,200	348,500
70	257,200	286,500	324,300	349,500
71	258,100	288,000	325,400	350,600
72	259,100	289,400	326,300	351,700
73	260,500	290,400	327,600	352,500
74	261,800	291,800	328,300	353,600
75	262,900	293,000	329,400	354,700
76	264,000	294,300	330,600	355,800
77	265,000	295,700	331,700	356,500
78	266,000	297,000	332,900	357,300
79	267,200	298,200	334,000	358,100
80	268,000	299,500	335,200	358,800
81	268,900	300,000	336,300	359,400
82	269,900	301,200	337,400	359,900
83	271,000	302,300	338,400	360,500
84	272,100	303,500	339,500	361,000
85	272,900	304,600	340,400	361,600
86	273,800	305,800	341,400	362,100
87	274,900	307,000	342,300	362,700
88	276,000	308,100	343,300	363,200
89	276,800	309,400	344,300	363,600
90	277,700	310,600	345,100	364,000
91	278,500	311,800	345,900	364,600
92	279,500	313,000	346,700	365,100
93	280,400	313,800	347,300	365,400
94	281,400	314,500	347,900	365,900
95	282,300	315,200	348,600	366,300
96	283,300	315,800	349,200	366,600
97	283,900	316,500	349,600	367,200
98	284,700	316,800	350,000	367,700
99	285,300	317,400	350,500	368,200
100	286,200	318,100	350,900	368,700
101	287,000	318,500	351,400	369,300
102	287,800	319,100	351,800	369,800
103	288,600	319,700	352,300	370,300
104	289,400	320,300	352,700	370,700
105	290,100	320,700	353,000	371,300
106	290,600	321,200	353,500	371,800
107	291,100	321,700	353,900	372,300
108	291,600	322,200	354,200	372,800
109	291,800	322,600	354,700	373,400
110	292,100	323,000	355,200	373,800
111	292,300	323,300	355,700	374,300
112	292,700	323,600	356,200	374,800

113	293,000	324,000	356,700	375,400
114	293,200	324,400	357,200	375,900
115	293,600	324,800	357,700	376,400
116	293,900	325,100	358,100	376,800
117	294,200	325,300	358,500	377,200
118	294,500	325,600	358,900	377,600
119	294,800	326,000	359,400	378,000
120	295,200	326,200	359,900	378,400
121	295,500	326,400	360,300	378,800
122	295,900	326,700	360,800	
123	296,200	327,000	361,300	
124	296,600	327,300	361,800	
125	296,800	327,500	362,100	
126	297,000	327,800		
127	297,300	328,200		
128	297,700	328,400		
129	297,900	328,600		
130	298,200	328,800		
131	298,600	329,200		
132	299,000	329,400		
133	299,200	329,700		
134	299,500	330,100		
135	299,900	330,500		
136	300,200	330,900		
137	300,400	331,200		
138	300,700	331,600		
139	301,100	332,000		
140	301,400	332,400		
141	301,600	332,700		
142	302,000	333,100		
143	302,400	333,400		
144	302,700	333,800		
145	302,900	334,100		
146	303,100	334,500		
147	303,400	334,900		
148	303,800	335,300		
149	304,000	335,600		
150	304,200	336,000		
151	304,500	336,400		
152	304,800	336,800		
153	305,200	337,100		
154	305,400			
155	305,600			
156	305,900			
157	306,200			
158	306,500			
159	306,800			

160	307,100			
161	307,500			
162	307,800			
163	308,100			
164	308,400			
165	308,800			
166	309,100			
167	309,400			
168	309,700			
169	310,100			
再雇用職員	234,600	254,900	262,100	272,300

備考 この表は、看護師、その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第5（第6条第2項関係）級別標準職務表

ア 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

イ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	班長の職務
5級	部長代理の職務
6級	部長の職務

ウ 技術職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務
2級	高度な技術又は経験を有する診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務

エ 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師の職務
3級	副看護長の職務
4級	看護長の職務

別表第6（第10条第2項関係）調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円

3 級	12,700円
4 級	15,000円

イ 技術職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,300円
2 級	8,900円